

実践例 「風水害時に命を守る安全な行動ができるようになる。」

各教科等における安全教育

＜正しい知識の習得＞

理科 第2分野

「気象とその変化」

- ・ 天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。

「自然の恵みと気象災害」

- ・ 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。
- ・ 例えば、台風について扱う場合は、被害をもたらした過去の台風の特徴を取り上げるとともに、台風の進路に基づいて強風や高潮などによる災害の発生した状況を整理させる学習が考えられる。

＜思考力・判断力・判断力の育成＞

社会科 地理的分野

「日本の地域的特色と地域区分」

- ・ 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること

保健体育科 保健分野

「傷害の防止」

- ・ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること

日常的な安全教育

「朝の会・帰りの会」等で

＜天候状況に合わせて＞

- ・ 風水害の時の危険
- ・ 風水害情報と避難の仕方、**避難勧告**・避難指示・警戒レベルの理解と行動
- ・ 落雷に遭わないための安全な行動

＜繰り返し指導＞

＜災害発生をうけて＞

- ・ 実際に発生した災害を教訓に、自分たちの行動を振り返り、災害時の安全な行動を確認する。
- ・ 災害に備えて事前にできること、気をつけることを考え、実践する。

定期的な安全教育

特別活動・学校行事

＜避難訓練・防災訓練＞

- ・ 近隣の川が氾濫する可能性を想定した避難訓練（校舎最上階への避難等）
- ・ 地域との合同防災訓練（救急法、応急手当、災害時のボランティア活動）

＜実践に結びつける＞

＜長期休業前の指導＞

- ・ 暴風雨、洪水等による危険及び安全な行動
- ・ 台風への備え及び安全な行動
- ・ 地域の河川、海へ近づくことの危険
- ・ 「警戒レベル」等、各種警報の意味
- ・ 旅行先での安全な行動（山間部、沿岸部）

教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育、定期的な安全教育の場で繰り返し学習していくことで、気象災害に対する理解を深め、安全な行動に結びつける。

ねらい 「災害時の危険を理解し、状況に応じた避難と避難誘導の仕方を知る。」

指導の
ポイント

状況に応じた安全な行動、避難や誘導の仕方

災害時、自分や周囲の命を守るために、それぞれの災害のメカニズムや危険を理解し、正しい情報収集をして、安全に配慮した的確な行動ができるようにする。様々な場面に
応じた避難経路と避難場所の確認、誘導の仕方を身につける。

目指す

子どもの姿

災害の状況に応じて、 早めの避難行動や避難誘導を行う

○災害に対する正しい知識の下、危険予測をし、危険回避する

○自分の安全を確保し、周囲にも声をかけて避難する

学習の
ポイント

火災について

- ・火災の原因と危険
- ・有害な煙に対する行動の仕方
- ・火災の特性
- ・救助器具の使い方と初期消火の仕方
- ・様々な場面に応じた避難の仕方

気象災害について

- ・風水害の時の危険
- ・風水害情報と避難の仕方
- ・**避難勧告**・避難指示の理解と行動
- ・落雷しやすい気象条件・雷注意報への理解
- ・積雪の時の危険

地震・津波について

- ・地震・津波発生のメカニズム
- ・地震・津波の際の様々な危険
- ・ただし情報の入手(緊急地震速報、各種警報含む)
- ・地震災害への家庭での備え
- ・避難経路と避難場所の確認

自助・共助
のポイント

危険を予測し、率先避難者となる

避難をするときには周囲の人に声をかける

学習支援のポイント

- ・日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようにする。
- ・安全に配慮した的確な行動がとれるよう、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てる。
- ・地域の地理、自然の特性など教科等横断的に学ぶ中で、様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める。

実践例 「風水害時に自他の命を守る安全な行動ができるようになろう」

各教科等における安全教育

<正しい知識の習得>

地理歴史 地理総合

「自然環境と防災」

- ・ 様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。
- ・ 地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、接続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

<思考力・判断力・表現力の育成>

理科 地学

「地球の大気と海洋」

- ・ 大気の大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。
- 「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。
- 「対流」による現象については、大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

日常的な安全教育

「S・H・R」等で

<天候状況に合わせて>

- ・ 風水害の時の危険
- ・ 風水害情報と避難の仕方、**避難勧告**・避難指示・警戒レベルの理解と行動
- ・ ハザードマップをもとにした危険の理解
- ・ 落雷に遭わないための安全な行動

<繰り返し指導>

<災害発生をうけて>

- ・ 実際に発生した災害を教訓に、自分たちの行動を振り返り、災害時の安全な行動を確認する。
- ・ 災害に備えて事前にできること、気をつけることを考え、実践する。
- ・ 交通網の遮断等で帰宅困難になった時の対応

定期的な安全教育

特別活動・学校行事

<避難訓練・防災訓練>

- ・ 近隣の川が氾濫する可能性を想定した避難訓練(校舎最上階への避難等)
- ・ 地域との合同防災訓練(救急法、応急手当、災害時のボランティア活動、避難時の周囲への声掛け等、要配慮者への手助け等)

<実践に結びつける>

<長期休業前の指導>

- ・ 暴風雨、洪水等による危険及び安全な行動
- ・ 台風への備え及び安全な行動
- ・ 地域の河川、海へ近づくことの危険
- ・ 「警戒レベル」等、各種警報の意味
- ・ 旅行先での安全な行動(山間部、沿岸部)

教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育、定期的な安全教育の場で繰り返し学習していくことで、気象災害に対する理解を深め、地域のハザードを理解した上で、自他の命を守るための安全な行動に結びつける。

第7節 災害発生時の対応

(火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時)

学校は、災害発生時に備え、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、緊急連絡体制や緊急対応体制等を整備しておく。また、危機管理マニュアルの作成・周知や、避難訓練、児童生徒や教職員の備蓄品の整備、避難所開設に向けた訓練等、災害発生時に備えた準備を進めておく必要がある。

1 緊急連絡体制の整備

- ・自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図る。
- ・教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく。
- ・災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておく。
- ・児童生徒の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく。
- ・児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に、災害が発生したり、災害に関する警報が発表されたり、若しくは**避難勧告指示**等が発令された場合の登校や休校について、できる限り事前に設置者等と協議し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。
- ・災害発生時等に備え、児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込む。
- ・様々な場面や状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における災害発生を想定した訓練等を行う。

2 緊急対応体制の整備

- ・関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにする。
- ・防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく。
- ・教職員の出張や休日中の非常配備の場合などには、複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておく。
- ・指定避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日頃から市区町村の防災担当部局や自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設の使用制限について等）を確認しておく。その際、地域住民が避難所を運営できる体制を整備しておく必要がある。
- ・市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、大規模災害時には地域住民が避難してくることも想定されるため、指定されていない学校も、学校避難所運営方策の検証・整備を行う。